船舶事故調査報告書

令和４年７月２７日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和３年１０月１４日　０９時１０分ごろ
発生場所	三重県鈴鹿市白子港南西方沖 東千里河芸マリーナ導流堤灯台から真方位３５６°　３７０ｍ付近 （概位　北緯３４°　４７．９′　東経１３６°　３３．９′）
事故の概要	漁船忠勢丸は、操業中、船内に浸水した。
事故調査の経過	令和３年１０月２６日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　忠勢丸、１．５トン ＭＥ３－５５８６０（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船内に濡損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　東、風速　約１m/s、視界　良好 海象：波高　約１．０ｍ、潮汐　上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、白子港南西方沖において船首を南西方に向け、左舷方からの波を受けながら操業中、左舷方からの波が舷側を越えて船内に入り込み、海水が滞留して水船状態となり、その後、近くの砂浜に漂着した。 船長は、波の状況を確認してから、操業を行えば浸水することはなかったと本事故後に思った。 本船の乾舷は、船首及び船尾ともに約０．３ｍであった。
分析	本船は、波高約１．０ｍの波を左舷方から受ける状況下、船首尾とも約０．３ｍの乾舷で操業中、船長が同方からの波を受けながら操業を続けたことから、波が舷側を越えて船内に入り込み、浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波高約１．０ｍの波を左舷方から受ける状況下、船首尾とも約０．３ｍの乾舷で操業中、船長が同方からの波を受けながら操業を続けたため、波が舷側を越えて船内に入り込み、浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁船の船長は、乾舷の低い小型船で操業する場合、波高及び波向を確認しながら操業を行うこと。 ・漁船の船長は、操業中、乾舷を越える波高が予想される場合、操業を中止して帰港すること。